

1 社会実験のしくみ

社会実験にあたっては、区と東武バスセントラル株式会社（以下「東武バス」という。）が協定を締結の上、バスの試験運行を実施しています。

収支率（24％）や検証期間（2年間）については区が決定し、運行条件やルートについては東武バスとの協議を経て、検討会で検討し、沿道アンケート等を実施した上で決定しています。

なお、今回の社会実験バスは、コミュニティバスにあたるため、国土交通省の指導により、

- ・ 他の路線とのルート競合を極力減らすこと
- ・ 運賃の差別化を行わないこと

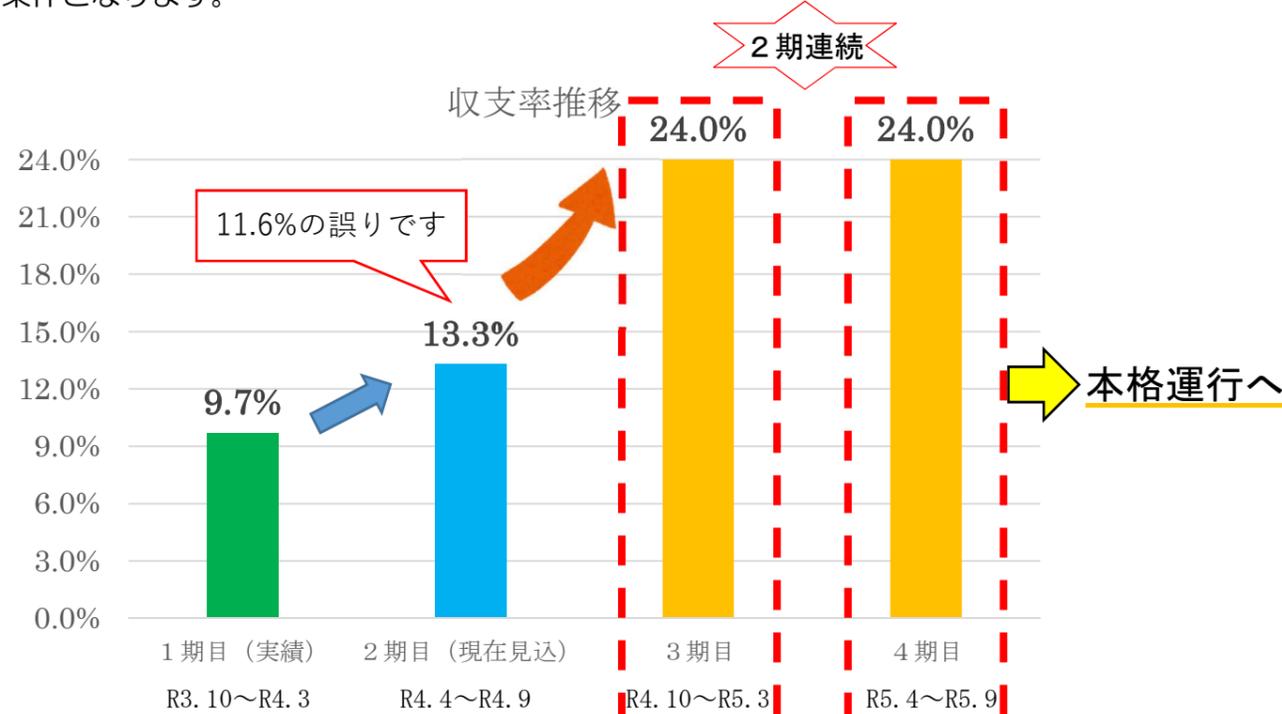
が求められており、特にルートの変更は容易ではありません。

また、コミュニティバスの路線新設やルート変更、運賃体系等の変更にあたっては、道路運送法に基づき、地域公共交通会議において協議が調う必要（承認）があります。

2 社会実験バスの検証期間と本格運行移行への条件

検証期間は最長2年間（令和3年10月～令和5年9月）です。

本格運行へ移行するためには、半年を1期とし、2期連続して平均収支率 24％を達成することが条件となります。



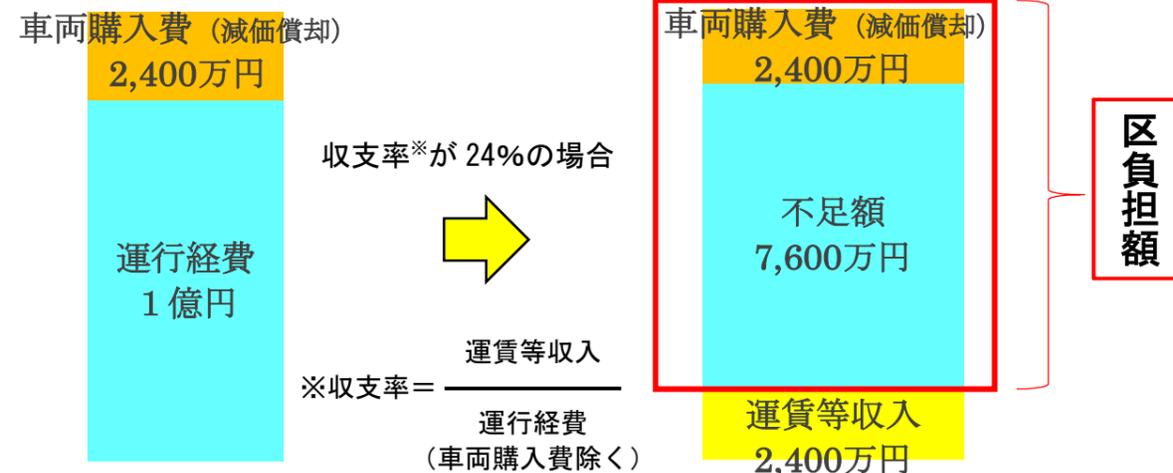
現在（2期目）は、収支率の達成が非常に困難であることから、3期目（令和4年10月～令和5年3月）で達成することが不可欠となります。

また、本格運行移行後も、平均収支率が24％以上を維持することが必要です。

3 社会実験バスの事業費

【1年あたり事業費（見込）】

【収支率24％時の負担額（イメージ）】



上図のとおり、社会実験中の1年あたりの事業費は最大で約1億2,400万円を見込んでいます。収支率の計算に際し、車両購入費は除いているため、収支率24％を達成した場合でも、区は年間約1億円を負担することになります。

また、本格運行移行後も、区が相当額を負担することになり変わりありません。

4 ルートを変更するには

ご要望の多い「ルート変更」には、以下の項目を実施する必要があり、膨大な時間がかかります。

項目	内容	時間（一部並行）
ルート設定	バス事業者協議	2～3か月
	検討会での検討	2～3か月
	交通管理者・道路管理者等協議	2～3か月
	バス停地先交渉	1か月程度
ダイヤ設定	バス事業者協議	2～3か月
	検討会での検討	2～3か月
バス停工事		1～2か月
関係機関届出	地域公共交通会議の承認	1～2か月
	国土交通省への認可申請	2～3か月
周知・広報活動		1～2か月